

# 郡山市保育所条例、郡山市保育所規則の一部改正について

## 1 保育の概要

保育所は保護者が働いていたり、病気などのために、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

市町村は、児童福祉法施行令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保育に欠けると認める児童については、保護者からの申込みがあったときは保育所において保育することとされています。

## 2 改正のあらまし

### (1) 新制度の支給認定

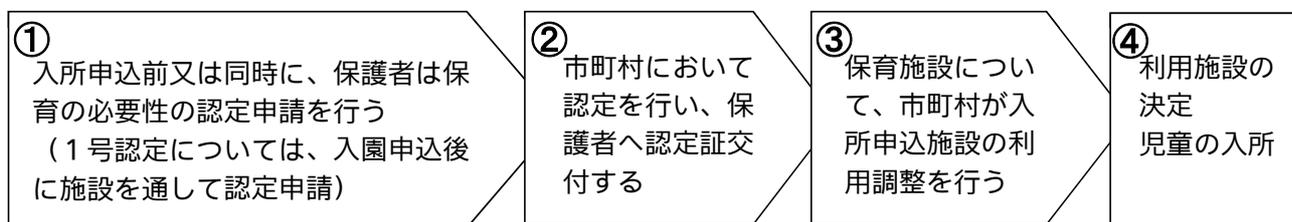
「子ども・子育て支援新制度」に伴い、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の利用にあたって、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき支給認定を行う仕組みとなります。

これは、就学前の子ども保育や教育のニーズを把握し、子育て支援の場を整備していくため、保育所入所決定とは独立した手続きとして、「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき標準時間と短時間のいずれの利用時間が必要なのか等」を市町村が認定するものです。

◆認定区分

年齢	認定区分		利用施設
満3歳以上	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園等での幼児教育を受ける場合
	2号認定	保育認定	保育の必要性があり、保育所等での保育を受ける場合
満3歳未満	3号認定		

◆認定の流れ



◆概要

	現行	新制度
根拠法令	児童福祉法	児童福祉法及び子ども・子育て支援法
保育の対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性を認定された児童
保育実施要件の判定	入所選考時に「保育に欠けること」を判定	入所手続きとは独立して、客観的基準に基づき、「保育の必要性」を認定する

### (2) 市町村が定める基準

国が定める認定基準により支給認定を行いますが、現在の各市町村の運用を踏まえて保育を実施するため、右記の3点は地域の実情に応じて市町村において定めることとされています。

なお、定める形式は条例等の指定はなく、各市町村において適切な形で定めることとされます。

- |   |              |
|---|--------------|
| 1 | 保育を必要とする事由   |
| 2 | 保育の時間的必要量の基準 |
| 3 | 優先利用の取扱い     |

## 3 国が示す基準に対する本市の考え方

## (1) 保育を必要とする事由

## ■保育の実施基準

現行 児童福祉法に定める基準に従い、保育に欠けると認められる事由に該当すること

現行	国の基準	本市の考え方																																
<p>保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、保育することができないと認められる場合</p> <table border="1" data-bbox="140 696 588 992"> <tr><td>1</td><td>常態的就労</td></tr> <tr><td>2</td><td>妊娠、出産</td></tr> <tr><td>3</td><td>保護者の疾病、障害</td></tr> <tr><td>4</td><td>同居親族の常時介護</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害復旧</td></tr> <tr><td>6</td><td>その他、上記に類する状態</td></tr> </table> <p>※国通知等を参照し、上記に類する状態を入所事務取扱要領で定めて運用している。</p> <p>①求職中 ②常時看護 ③学校又は職業訓練校に通学 ④DV支援 ⑤育児休業（継続利用の場合） 等</p> <p>《根拠条項》 児童福祉法施行令第27条（保育の実施基準）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">郡山市保育所条例第3条</div>	1	常態的就労	2	妊娠、出産	3	保護者の疾病、障害	4	同居親族の常時介護	5	災害復旧	6	その他、上記に類する状態	<p>保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、保育を必要と認められる場合</p> <table border="1" data-bbox="652 696 1106 1310"> <tr><td>1</td><td>常態的就労</td></tr> <tr><td>2</td><td>妊娠、出産</td></tr> <tr><td>3</td><td>保護者の疾病、障害</td></tr> <tr><td>4</td><td>同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害復旧</td></tr> <tr><td>6</td><td>求職活動</td></tr> <tr><td>7</td><td>就学、職業訓練校での職業訓練</td></tr> <tr><td>8</td><td>虐待やDVのおそれがあること</td></tr> <tr><td>9</td><td>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</td></tr> <tr><td>10</td><td>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</td></tr> </table> <p>《根拠条項》 子ども・子育て支援法施行規則（保育の実施基準）</p>	1	常態的就労	2	妊娠、出産	3	保護者の疾病、障害	4	同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護	5	災害復旧	6	求職活動	7	就学、職業訓練校での職業訓練	8	虐待やDVのおそれがあること	9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	10	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	<p>国の基準どおり</p> <p>新制度で定める事由については、現行の運用において対応している。</p> <p>地域の実情に応じた適正な保育を確保する上で、国基準に対応することが妥当と考える。</p>
1	常態的就労																																	
2	妊娠、出産																																	
3	保護者の疾病、障害																																	
4	同居親族の常時介護																																	
5	災害復旧																																	
6	その他、上記に類する状態																																	
1	常態的就労																																	
2	妊娠、出産																																	
3	保護者の疾病、障害																																	
4	同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護																																	
5	災害復旧																																	
6	求職活動																																	
7	就学、職業訓練校での職業訓練																																	
8	虐待やDVのおそれがあること																																	
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること																																	
10	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合																																	

## (2) 保育の時間的必要量の基準

現行	国の基準	本市の考え方												
<p>●1区分 保育の利用時間に区分なし</p>	<p>●2区分 保護者の就労時間に応じた保育の時間的必要性により、保育の利用時間を2区分に設定</p>													
<p>●就労の下限時間 ○1日4時間以上かつ月13日以上 の労働 ⇒ 月52時間</p> <p>※就労の下限時間については、特段定めのない市町村が4割と最も多く、下限を設けている市町村のなかでは月64時間が多い。(ぎょうせい調べ)</p> <p>《関係法令》 児童福祉法施行令第27条第1号(保育の実施基準、労働)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>郡山市保育所規則第6条 郡山市保育所入所事務取扱要領</p> </div>	<p>①保育標準時間</p> <table border="1" data-bbox="651 528 1118 804"> <tr> <td>区分</td> <td>保護者のいずれもフルタイム就労の場合、またはそれに近い場合を想定した区分</td> </tr> <tr> <td>就労の下限時間</td> <td>1週あたり30時間程度とすることを基本</td> </tr> <tr> <td>保育利用時間</td> <td>1日11時間までの利用</td> </tr> </table> <p>②保育短時間</p> <table border="1" data-bbox="651 882 1118 1200"> <tr> <td>区分</td> <td>保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労の場合を想定した区分</td> </tr> <tr> <td>就労の下限時間</td> <td>1月あたり48時間以上64時間の範囲で、市町村が地域の実態を考慮して定める時間とする</td> </tr> <tr> <td>保育利用時間</td> <td>1日8時間までの利用</td> </tr> </table> <p>※保育を必要とする事由のうち、「妊娠、出産」「虐待、DV」「災害復旧」等については、時間区分は設けないこととされる。</p> <p>《関係法令》 子ども・子育て支援法(保育必要量の認定) 子ども・子育て支援法施行規則(市町村が定める就労時間の下限)</p>	区分	保護者のいずれもフルタイム就労の場合、またはそれに近い場合を想定した区分	就労の下限時間	1週あたり30時間程度とすることを基本	保育利用時間	1日11時間までの利用	区分	保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労の場合を想定した区分	就労の下限時間	1月あたり48時間以上64時間の範囲で、市町村が地域の実態を考慮して定める時間とする	保育利用時間	1日8時間までの利用	<p>保育短時間の就労下限時間については、現行の就労時間基準をふまえて、「月52時間以上」を保育短時間の下限時間とすることが妥当と考える。</p>
区分	保護者のいずれもフルタイム就労の場合、またはそれに近い場合を想定した区分													
就労の下限時間	1週あたり30時間程度とすることを基本													
保育利用時間	1日11時間までの利用													
区分	保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労の場合を想定した区分													
就労の下限時間	1月あたり48時間以上64時間の範囲で、市町村が地域の実態を考慮して定める時間とする													
保育利用時間	1日8時間までの利用													

### (3) 優先利用の取扱い

現行	国の例示	本市の考え方																																																		
<p>入所選考における加点・減点項目等は、各市町村により定めて運用している。</p> <p>郡山市においては、保育所入所事務要領により選考基準点数を定め、優先事項及び減点事項を設定している。</p> <p>●優先事項（加点）</p> <table border="1" data-bbox="121 595 571 1335"> <tr><td>1</td><td>ひとり親家庭</td></tr> <tr><td>2</td><td>自立が期待できる生活保護世帯、非課税世帯</td></tr> <tr><td>3</td><td>離婚、配偶者死亡、生計中心者の自己都合によらない失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合</td></tr> <tr><td>4</td><td>児童福祉の観点から保護を要する児童（虐待等の要支援児童）</td></tr> <tr><td>5</td><td>保護者が入院又は安静を要する自宅療養で常に病臥</td></tr> <tr><td>6</td><td>同居親族（子のきょうだい等）が障害等により常時介助を要する場合</td></tr> <tr><td>7</td><td>保護者の不存在（死亡、別居等）</td></tr> <tr><td>8</td><td>育児休業明け</td></tr> <tr><td>9</td><td>兄弟姉妹が在所中の場合</td></tr> <tr><td>10</td><td>認可外施設等利用の場合</td></tr> <tr><td>11</td><td>3人以上の多子世帯</td></tr> <tr><td>12</td><td>保護者が保育士である場合</td></tr> </table> <p>●減点事項</p> <table border="1" data-bbox="121 1391 571 1536"> <tr><td>1</td><td>保育料や市税等の滞納がある場合</td></tr> <tr><td>2</td><td>兄弟姉妹が自宅保育の場合</td></tr> <tr><td>3</td><td>入所辞退（年度内当初申込の辞退）</td></tr> </table> <p>郡山市保育所入所事務取扱要領</p>	1	ひとり親家庭	2	自立が期待できる生活保護世帯、非課税世帯	3	離婚、配偶者死亡、生計中心者の自己都合によらない失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合	4	児童福祉の観点から保護を要する児童（虐待等の要支援児童）	5	保護者が入院又は安静を要する自宅療養で常に病臥	6	同居親族（子のきょうだい等）が障害等により常時介助を要する場合	7	保護者の不存在（死亡、別居等）	8	育児休業明け	9	兄弟姉妹が在所中の場合	10	認可外施設等利用の場合	11	3人以上の多子世帯	12	保護者が保育士である場合	1	保育料や市税等の滞納がある場合	2	兄弟姉妹が自宅保育の場合	3	入所辞退（年度内当初申込の辞退）	<p>調整指数により利用の優先度を設定することを基本としている。</p> <p>優先事項の例示は下記のとおりとするが、子ども・保護者の状況や保育体制が異なるため、適用事項や運用面の詳細については実施主体である市町村においてそれぞれ定め、運用する。</p> <p>●優先事項（加点）</p> <table border="1" data-bbox="608 595 1050 1312"> <tr><td>1</td><td>ひとり親家庭</td></tr> <tr><td>2</td><td>生活保護世帯</td></tr> <tr><td>3</td><td>生計中心者の失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合</td></tr> <tr><td>4</td><td>虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</td></tr> <tr><td>5</td><td>子どもが障害を有する場合</td></tr> <tr><td>6</td><td>育児休業明け</td></tr> <tr><td>7</td><td>兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</td></tr> <tr><td>8</td><td>小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</td></tr> <tr><td>9</td><td>その他市町村が定める事由（例示） ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮 ・人材確保や就業継続の観点から、保育士、幼稚園教諭の子どもの利用に際しての配慮 等</td></tr> </table> <p>●減点事項</p> <table border="1" data-bbox="608 1391 1050 1485"> <tr><td>1</td><td>同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合</td></tr> </table> <p>※同居親族が保育できる場合 現行は同居親族その他の者が保育をすることができる場合には、児童福祉法施行令第27条により「保育に欠ける事由に該当しない」。</p> <p>新制度では、「保育の必要性」を保護者本人の事由により判断することが基本となるが、市町村の判断に基づき減点調整することは可能とされる。</p> <p>《関係法令》 改正後の児童福祉法第24条第4項</p>	1	ひとり親家庭	2	生活保護世帯	3	生計中心者の失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合	4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	5	子どもが障害を有する場合	6	育児休業明け	7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	9	その他市町村が定める事由（例示） ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮 ・人材確保や就業継続の観点から、保育士、幼稚園教諭の子どもの利用に際しての配慮 等	1	同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合	<p>国の示す優先事項（1～8）については、現選考基準においてほぼ対応しており、国の基準とおりとする。</p> <p>また、現行における優先事項、減点事項についても、引き続き調整項目とすることが妥当と考える。</p>
1	ひとり親家庭																																																			
2	自立が期待できる生活保護世帯、非課税世帯																																																			
3	離婚、配偶者死亡、生計中心者の自己都合によらない失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合																																																			
4	児童福祉の観点から保護を要する児童（虐待等の要支援児童）																																																			
5	保護者が入院又は安静を要する自宅療養で常に病臥																																																			
6	同居親族（子のきょうだい等）が障害等により常時介助を要する場合																																																			
7	保護者の不存在（死亡、別居等）																																																			
8	育児休業明け																																																			
9	兄弟姉妹が在所中の場合																																																			
10	認可外施設等利用の場合																																																			
11	3人以上の多子世帯																																																			
12	保護者が保育士である場合																																																			
1	保育料や市税等の滞納がある場合																																																			
2	兄弟姉妹が自宅保育の場合																																																			
3	入所辞退（年度内当初申込の辞退）																																																			
1	ひとり親家庭																																																			
2	生活保護世帯																																																			
3	生計中心者の失業等により、生活の激変を緩和する必要がある場合																																																			
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合																																																			
5	子どもが障害を有する場合																																																			
6	育児休業明け																																																			
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合																																																			
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童																																																			
9	その他市町村が定める事由（例示） ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮 ・人材確保や就業継続の観点から、保育士、幼稚園教諭の子どもの利用に際しての配慮 等																																																			
1	同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合																																																			